

2 消安 3 5 1 5 号
令和 2 年 11 月 8 日

都道府県知事殿

農林水産省消費・安全局長

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（2 例目）に伴う監視体制の強化の徹底について

昨日、香川県東かがわ市の鶏飼養農場において死亡鶏が増加した旨、香川県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、本日、H5 亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（香川県 2 例目）と判定しました。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」（令和 2 年 11 月 5 日付け 2 消安第 3485 号農林水産省消費・安全局長通知）により、その強化をお願いしているところです。今般の事例を踏まえ、改めて、早期発見・早期通報の徹底及び防鳥ネットの再度の確認、人・車両の出入りの厳重管理、消毒の徹底等の農場におけるウイルス侵入防止対策の強化の徹底について、指導又は助言を実施するようお願いいたします。